

中華民国期上海共同租界会審公廨の研究

郭まいか

租界とは一般的に、中国政府が一定範囲の土地を外国側に貸し与えたもので、その区域内での行政権は外国が有するという地域である。上海租界に関していえば、中国人に対する司法権は本来中国にあるが、外国側が警察権を掌握していたため、しばしば問題が生じることとなった。こういった管轄権・治外法権をめぐる中外対立は、主に租界内に設置された華洋混合法廷である会審公廨を中心に繰り広げられてきた。

欧米圏においては、上海租界をイギリス帝国の影響下にある「非公式帝国」の一部として捉える研究があり、そこでは会審公廨は植民地的機関として説明される。しかしながら、共同租界はイギリス専管租界ではなく、会審公廨も駐上海各国領事団の管轄下にあるという点などから、非公式帝国という枠組みにとらわれない研究の切り口が必要とされる。日本の上海史研究においては、事実上の「日本租界」を形成していた地域や、上海における日本人の活動に関心が集まり、日本植民地史研究としての文脈から研究がなされている。しかしながら、上海において中国人や外国人、日本人の関係を規定する共同租界の行政制度、司法制度などの研究は、これまであまりなされてこなかった。中国における研究では、会審公廨を帝国主義侵略の象徴ととらえるもの、あるいは中国に近代法を浸透させた媒介と評価するものがあり、法制史の分野においても、中国政府による会審公廨接收の歴史を治外法権撤廃史として説明するものが多い。しかし、実際に租界の中で中国の主権と外国の治外法権がいかに組み合わさり、あるいは抵触し、その中で解釈困難な問題がいかに処理されたかという問題については、必ずしも明らかになっていない。

このような問題意識より、本論は、北京政府期(1911年～1927年)における上海共同租界会審公廨に焦点を当て、治外法権と中国主権の関係を分析することで、租界の性質について明らかにしようと試みるものである。

まず、第一章では、上海公共租界の概況および会審公廨設立までの沿革、そして、辛亥革命以降の会審公廨の構造につき概観した。

第二章では、これまで先行研究が、公廨では伝統的行政官としての中国人裁判官と、西洋的法官である外国人会審官が対立していたと述べてきたのに対し、領事団における対立・会審公廨における英米常任会審官と各国臨時的会審官の権限の差に着目し、公廨における訴訟手続き問題を中国人社会との関係から分析した。

1911年の辛亥革命に伴い中国国内が混乱して以降、領事団が暫定的な処置として会審公廨を直接の管理下に置き、清代以前に見られた弊害を克服するため公廨の制度改革を行った。この改革の一環として、これまで主に刑事事件に出廷していた英米独の常任会審官が、清代までは中国人裁判官が一人で審理を行っていた中国人同士の民事事件にも、領事団を代表する民事会審官として出廷し会審を行うようになった。この特定国家の会審官が独占する常任会審官という地位は、自国民の関わる案件のみに出廷する臨時的会審官とは性質を異にするものであった。

本来、華洋事件、あるいは中国人同士の民事事件に関して、ある一国の領事館が自国の利益が関係していると主張すれば、その領事館は自国の臨時的会審官を公廨に派遣し、裁判に会審させることができるという決まりがある。しかしながら、常任会審官は臨時的会審官が会審を行うことを妨げ、かわりに自身が出廷しようとする傾向があった。このような常任会審官の排他的性質は、領事団や他国の臨時的会審官からの批判を招くこととなった。ここから見て取れるのは、中国人裁判官と外国人会審官との対立ではなく、むしろ外国人会審官間、領事団内部の対立である。

1917年以降、イタリア・日本が常任の民事会審官の地位を手に入れてからは、手続きの運用をめぐってイギリス人会審官と対立することもあったが、それでもイギリス人常任会審官が支持された背景には、中国人社会の動向が関係している。領事団が公廨を接収して以降、体面ある商人らもみな一律の手続きで刑事犯とともに逮捕され拘束されたため、上海総商會がイギリス人会審官に抗議を行ったところ、総商會会員であれば、會が被告の身柄と保釈金を保証することで逮捕・拘束を免れるという優待権を得ることとなった。このことは、イギリス人常任会審官を中心とする会審公廨がそれまでの中国の伝統とは矛盾しないように訴訟手続を進めていたことを示している。

第三章では、治外法権の問題に着目し、第二章で述べてきた常任会審官の役割及び公廨の性質についてさらに一步進んで検討を加えた。北京政府期の外交政策とは、中国国内の法整備・法の近代化を進めることで、外国との不平等条約撤廃を目指すものであった。これについて、1909年に中国で初めて制定された国籍法に着目し、会審公廨でこれがどのように解釈・運用されたかを分析した。

上海租界では二重国籍中国人が外国籍を用い、訴訟に巻き込まれても外国領事館の治外法権を盾に会審公廨の管轄権を免れるという問題がしばしば起こった。これについて、会審公廨は保護民身分の中国人は全て公廨が審理し、領事法廷の裁判権を認めないという立場をとり、領事団もまたこれに同意した。しかし、保護民ではなく外国臣民身分の中国人、つまり中国系外国人をどう扱うかという問題が浮上したことから、公廨は「中国政府内務部で正式な脱籍手続を経ている二重国籍者は一律に中国人とみなし、公廨が審理する」という方針を定めた。しかし、イギリス内

での法整備が不十分だったことも併せて、シンガポールや香港の植民地政庁は中国系イギリス臣民に最大限の保護を与えたいと希望した。これに加え、中国国籍法(外国への帰化などの項目について)に強引な部分が見受けられる点に批判が集まったため、公廨で定まった方針をすぐには実行に移すことができなかった。しかし、公廨はなおも治外法権撤廃論者を優位に立たせてはならないという観点から、中国国籍法を援用し、二重国籍を有する中国人を取り締まろうとしていたし、駐北京イギリス公使も、中国系イギリス臣民であっても中国籍を脱していなければ公廨の管轄に帰すこととする、という将来的な指針を固めていた。以上から、中国政府の影響力は間接的に租界にも浸透していたといえ、租界が必ずしも国中の国ではないことを示している。

第四章では、租界に住む無条約国外国人、治外法権を持たない国の外国人は領事団および公廨にどのようにとらえられたかという点について論じた。

上海租界内で発生する無条約国外国人の案件は、条約の根拠こそなかったものの、清代までは便宜的に中国当局の代わりに会審公廨が審理を行うことが認められていた。また、こういった案件には外国人会審官が会審を行うことも容認されており、これらの内容は 1869 年『会審章程』でも規定された。しかし、第一次世界大戦におけるドイツの敗戦により、1921 年『中独協約』でドイツが中国での治外法権を完全に放棄したため、ドイツ人の在華地位に変化が生じ、中国国内においては完全に中国人と同様の法的扱いを受けることになった。会審公廨で問題となったのは、租界内のドイツ人案件に関する外国人会審権の有無である。当時この時点ではひとまず従来のままドイツ人関連案件への会審が続けられたものの、それまでいかなる外国人も租界に住んでさえいれば保護を受けられたところ、この時初めて治外法権特権と条約国国籍が明確に結びつき意識されるようになった。本来治外法権を持たない外国人が条約国の国籍を取得し、租界内で違法行為を行おうとする事件に対して、会審公廨は中国人の場合と同様に取り締まろうとしており、その際にはやはり外交部の立場を強く意識していた。

のち、1925 年の五・三〇事件を機に急がれた会審公廨返還交渉において、外交部の要求通り、治外法権を持たない外国人の会審権が撤廃されることとなり、公廨返還後の臨時法院では治外法権を有さない外国人は、中国民事事件と同様の条件で中国人裁判官が単独で審理にあたることとなった。これについて、従来の研究では会審公廨の返還において領事団は外国人の権益をほぼ手放さなかったとされてきたが、清代よりなかば慣行の形で成り立っていた租界の司法体系は条約に基づき組み直され、治外法権を持たない外国人の案件にも中国人裁判官が単独で審理することとなった。つまり、公廨の「中国法庭」としての正統性は清代の頃よりも高まったと言え、また、中国政府の影響力が租界内の外国人にまで押し広げられたと言えよう。

第五章では、中国人に対する租界の庇護権について分析を行った。上海租界は政治的に中立の立場をとっており、租界に逃げ込む中国人政治犯に対してはしばしば庇護を与えたので、租界内の中国人政治犯に対し、中国政府は権力を行使しえないという問題があった。このことは中国の主権侵害であるとされる一方、中国人も租界の「セキュリティ」を享受したとの指摘もあり、評価は一定しない。本章では、租界における中国人犯罪者引き渡しという限定付きの庇護権に着目し、上海租界と北京政府の関係につき論じた。

清代において、租界外で犯罪をおかし租界に逃げてきた人物を、中国当局は勝手に逮捕することはできなかった。また、租界の側も同様に、租界で罪をおかし、租界外に逃げて行った犯人を逮捕し連れ戻すことができなかった。そこで、両当局は慣行として逮捕への協力、犯人引渡しを相互的に行っていたが、1911年に領事団が会審公廨を接收すると、それへの反発から、この慣行は一旦停止してしまった。1913年に第二革命の影響により、租界周辺地域が混乱し、革命派が租界外で暴動を起こしては租界内に逃げ隠れるという問題が頻発すると、領事団と北京政府は、租界の拡張と租界内の中国人政治犯引渡しを交換条件とし、協定を結ぶこととなった。政治犯引渡しの条件については、領事団は可能な限り北京政府外交部が要求した内容を受け入れ、協定を妥結する方針を固めていた。しかし、この頃、北京政府が政治犯とみなす人物を一般的な犯罪者として直接引渡しを要請するという事件が起こったことを受け、領事団が犯罪者の引渡し条件・引渡し手続きを厳格化した結果、交渉は行き詰まり、協定は結ばれなかった。

のち、南京国民政府期に至り、会審公廨が第一特区法院(中国の司法体系に入り、外国人の会審は廃止された)に引き継がれると、上記の協定(草稿)をベースとした引渡し手続きが定められた。そこでは、特区法院は、犯罪の確たる証拠がなければ租界外の中国法庭に犯人を引渡してはならない、とする規定が盛り込まれた。しかしながら、その実際の運用にあたっては、犯罪の証拠がなくとも、また、証拠がないことに対し工部局が抗議を行っても、政治犯が租界から中国当局に引渡されるということが往々にして起こることとなった。

このように、北京政府期を通じて、犯罪者引渡し協定が結ばれなかったことは、北京政府、領事団のどちらにとっても望ましいことではなかった。しかし、これにより、中外どちらの主張・政策も貫徹されることなく、政治犯引渡しの局面において、その当否を公廨が考量するという余地が生じたことから、公廨は租界の自由を守る一種の緩衝材として機能したといえよう。また、領事団は中国の政体そのものに否定的だったわけではなく、もっぱら引渡しを行うにあたっての中国政府の人権観念を問題にしていたことが見て取れるが、この立場は中国の政治文化とは交わらず、1930年には会審公廨の撤廃とともに中国政府の租界に対する影響力は増していった。

以上、これまで論じてきた内容について、北京政府期の会審公廨の役割をまとめると、まず、1911年に領事団が公廨の支配権を握り、公廨の改革を行った。例えば、中国人民事事件における民事会審官の出廷、租界警察の導入、検察処の設置などが挙げられ、これらの改革により、清代までにみられた法廷内での腐敗や胥吏による収賄といった問題を克服しようとした。しかし、外国人は公廨の接収によって租界内の中国人をコントロールできるようになったわけではない。訴訟手続きをめぐって総商会を中心とする中国人社会との利害調整を図り、外国の治外法権を利用する中国人に対しては、問題ありと指摘される北京政府の法を援用し抑制を図るという方法に頼ることになった。さらに、治外法権が北京政府に問題視される中、本来は外国人の利害を守るための租界であったが、外国人の間でも治外法権の有無で区別がつけられ、租界自体の原則も徐々に変化していった。しかし、条約で認められるところの治外法権をめぐるとは別に、中国人政治犯に対する租界の庇護の是非が問われる局面においては、公廨は中国政府の干渉を受けつつも、中外の綱引き状態を保ったまま、租界を守る安全弁としての役割を果たした。

このように、制度的、構造的に会審公廨は中国政府や中国社会と不可分な関係に立ち、また租界も外国人主導の独立した自治市であることはなく、公廨はむしろ租界の内と外をゆるやかにつなぐパイプとしての機能を果たしていたと言えよう。